

広島女学院ゲーンス幼稚園みぎわ会 会則

2002年3月改定
2007年4月改定
2009年4月改定
2010年4月改定
2012年4月改定
2015年2月改定
2015年4月改定
2016年2月改定
2020年2月改定
2020年4月改定
2022年2月改定
2023年2月改定

第1章 総 則

第1条 本会は広島女学院ゲーンス幼稚園みぎわ会と称する。

第2条 本会は事務所を広島女学院ゲーンス幼稚園（以下「幼稚園」という）内におく。

第2章 目 的

第3条 本会は幼稚園と家庭が親睦をはかり、幼稚園の教育に協力することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 幼稚園と家庭との連絡を密にし、園児の安全と心身の発達に努める。
2. 幼稚園の行う事業に協力し、園児の教育的環境を整えるように努める。
3. 会員相互の親睦をはかり、研修に努める。
4. 会員同士の交流の場としてクラブ活動を行う。
5. その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 会 員

第5条 本会は幼稚園に在園する園児の保護者をもって会員とする。

第4章 会 計

第6条 会員は会費として月額800円を納める。但し、2名以上在園の場合、2人目以降の会費は1人分の半額を納める。

第7条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金をもってこれにあてる。

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第9条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 3名（クラス役員兼務）
4. クラス役員 各クラス2名

第10条 役員の選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長は、会員の中から前年度の2月総会までに選出する。

- (1)会長は年中児保護者、副会長は年少児保護者から立候補により前年度の2月総会で承認を受ける。
立候補のない場合は、推薦を経て同総会で承認を受ける。

- (2) 立候補が複数あった場合、選挙により最多得票者が当選者となる。
2. クラス役員は、4月に、各クラスから2名選出する。
 3. 会計は、みぎわ会役員の話し合いにより選出し、クラス役員が兼務する。
 4. クラス役員が転園又は活動が困難な状態（以下「転園等」という）となった場合に備え、クラスの役員選出の際、補欠となるクラス役員（以下「補欠クラス役員」という。）も併せて選出し、クラス役員が転園等になれば補欠クラス役員がクラス役員となる。但し、クラス役員の転園等の時期によっては、会長の判断で、補欠クラス役員をクラス役員としないことができる。
 5. 会長、副会長が転園等となった場合、1号から4号に従い、会長、副会長を選出する。
 - (1) 4月総会までに転園等となった場合、第1項において立候補し又は推薦を受けた会員の中から選出することとし、4月総会で承認を受ける。
 - (2) 4月総会以後に会長が転園等となった場合、みぎわ会役員の話し合いにより副会長又は年長児クラス役員（会計を除く）から会長を選出する。この場合、総会での承認は必要としない。
 - (3) 4月総会以後に副会長が転園等となった場合、みぎわ会役員の話し合いにより年中児クラス役員（会計を除く）から副会長を選出する。この場合、総会での承認は必要としない。
 - (4) (2)(3)によってクラス役員が欠けた場合、補欠クラス役員がクラス役員となる。但し、クラス役員の転園等の時期によっては、会長の判断で、補欠クラス役員をクラス役員としないことができる。

第11条 役員の任期

1. 役員の任期は、4月総会から次年度の4月総会までとし（但し、年長児のクラス役員は卒園時までとするが、会長はこの限りでない。）、原則、再任しない。
2. 自然災害その他これに準ずる事態によりみぎわ会の引継ぎ困難な場合で、園が必要と認めた時に限り、立候補により「再任」を認める。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 会計は、金銭の出納を担当する。
4. クラス役員は、役員会及び本会の活動にかかる記録作成及び本会及び幼稚園の行事が円滑に行われるよう立案及び補佐する。

第6章 会議

第13条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. クラブリーダー会

- 第14条 1. 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は原則として毎年2月（2月総会）及び4月（4月総会）に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときに随時開く。
2. 総会は、代理人によって議決権を行使する会員を含め会員の3分の2以上の出席により成立する。
 3. 総会においては、次の事項を審議し、出席者の過半数の同意をもって議決する。
 - (1) 事業報告及び会計報告
 - (2) 新年度事業計画及び予算
 - (3) 本会則で総会決議を必要としている事項

(4) 会長が総会での議決を必要と判断した事項

4. 自然災害その他これに準ずる事態により総会の開催が困難な場合で、かつ、緊急の必要がある場合、会長は幼稚園と協議のうえ、総会の決議を書面その他、会員の意思を確認できる適当な方法によって行うことができる。

- 第 15 条 1. 役員会は、会長、副会長、会計、クラス役員で構成する。
2. 役員会は、会長がその必要性を判断して開催回数を決定する。
3. 役員会は本会の運営及び行事、予算の立案、検討をする。

- 第 16 条 1. クラブリーダー会は、会長、副会長及び各クラブ（但し、活動を休止しているクラブはこの限りでない。）を代表する者で構成し、原則として年2回（年度初めと年度終わり）、開催する。
2. クラブリーダー会は、各クラブの活動報告、情報交換等を行う。

第 7 章 クラブ

- 第 17 条 1. 本会は、会員の交流や研鑽又は幼稚園の教育への協力を目的としたクラブを設置することができる。
2. クラブの設立及び廃止は、総会で出席者の過半数の同意を得るとともに幼稚園の許可を受けなければならない。
3. 各クラブは、入会資格、活動内容、クラブ費の要否及び金額、卒園後の在籍の許否等を定めた内規を作成し、クラブリーダー会に報告するほか、幼稚園の許可を受けなければならない。内規の変更も同様とする。
4. 会員はクラブに入部届けを提出することによって入部することができる。
5. 会員は、複数のクラブに重複して入部することができる。

第 8 章 会則改正

- 第 18 条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。